



しほんばし

かわら版

「品川御殿やま」
しながわごてんやま

御殿山は古くから桜の名所として知られていたが、嘉永6年のペリー艦隊の来航を機に、品川沖にお台場を築造するための土砂の発掘場として切り崩されてく。地層がむき出しになった崖の上に咲く満開の桜。景観が大きく変わっていく様子が描かれている。



広重「名所江戸百景」共同通信刊

日本橋法人会における インボイス制度の取り扱いについて

公益社団法人日本橋法人会は、消費税法上の免税事業者に該当するため、インボイス制度に係わる**適格請求書発行事業者の登録は行っていません。**

当会へお納めになられた会費等の取り扱いについては、以下の通りとなりますので、ご了承をお願いいたします。

消費税の取り扱いの詳細につきましては、管轄の税務署にお問い合わせください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・通常期費 | 課税対象外 |
| ・研修等の都度お納めになる参加費等 | 課税対象(仕入れ税額控除不可(※)) |

※なお、インボイス制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入れ税額相当額の一定割合を仕入れ税額として控除できる経過措置が設けられています。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの参加費等 | ・・・ 80%控除可能 |
| 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの参加費等 | ・・・ 50%控除可能 |

目 次

「小舟町天王祭に寄せて」小舟町町会長・日本橋法人会副会長 吉田 誠男	3
にほんばしうまいものめぐり「日本橋弁松総本店」	5
法人会だより「令和7年度税制改正に関する陳情」	6
令和7年度決算法人説明会スケジュール	7
令和7年度税制改正大綱	8
日本橋税務署からのお知らせ	10
中央都税事務所からのお知らせ	11
中央区役所からのお知らせ	12
ぜいきんクイズ	13
法人会今後の予定・編集後記	14



小舟町天王祭に寄せて

小舟町町会長
日本橋法人会副会長 吉田 誠男



小舟町に伝わる天王祭は江戸の昔、神田祭・山王祭と並ぶ「江戸三大祭」のひとつとして数えられていました。江戸の守り神とされた神田明神の境内にある3つの神社が1616年に幕府の手から町の名主に任されるようになってはじまり、340年前に小伝馬町から小舟町に引継ぎ現在に至っています。神田祭・山王祭が「官製」の祭りであった反面小舟町天王祭は江戸町民が運営する「民営」の祭りとされ、その渡御の範囲も南は南伝馬町（現在の京橋周辺）から北は神田明神、東は両国橋と広範囲に及び、3日3晩をかけて江戸中を挙行されたと伝わっています。しかし華やかで壮麗であったこの天王祭も関東大震災で神輿を焼失してから大巾に縮小され、それ以来「小舟町だけのお祭り」との認識の中で100年余り町内だけで催行されてきました。しかし昨年、関東大震災被災百年を契機にもう一度小舟町天王祭を盛大に挙行しようとの思いが町民の中で芽生え、今年の年初から計画を練り始め、江戸市中の渡御は無理としても少なくとも日本橋の橋上から小舟町への渡御と言う計画を練ってきました。当初は小舟町だけが何故町を出て日本橋までの渡御をするのか？との反対意見が多く、計画は困難を極めました。町内の青年部をはじめ多くの町民が粘り強い説得を続け、9月15日の日曜日遂に日本橋橋上からの渡御が挙行されました。当日は近隣町会の方々や遠く築地や神田の街の方々も参加され1トンに及ぶ大神輿を担ぎ上げ、また沿道には日本橋の町内の多くの方々が集まり華やかで、壮麗な渡御が行われました。



なお明治時代には界限に当社をはじめ団扇を扱う団扇問屋が多かったことから旧暦6月10日～13日に開催された八雲神社天王祭では神輿に向かって多くの団扇がおひねり替わりに投げられ団扇天王とも呼ばれました。この慣例に習い、今回も神輿の宮入の際、160年余ぶりに団扇が神輿に向かって投げられ、江戸の祭りのフィナーレを飾りました。

なおこの団扇を使った祭事で有名な熊谷のうちわ祭りの団扇撒きは小舟町天王祭を模して挙行されたと伝わっています。



にほんばしうまいものめぐり



日本橋 本松 総本店



祝事・仏事のおもてなしからお昼のお弁当まで、様々な折詰弁当・料理を取り揃えております。
職人自慢の逸品の数々をぜひご堪能ください。



創業1850年、現存する中では日本最古の弁当屋です。
砂糖と醤油をたっぷり使った甘辛の濃い味は、江戸文化の体験としてご賞味ください。
今では珍しい経木の折箱に詰められた料理の数々は日本人の思い出の味なのです。



日本橋 本松 総本店

創業約175年。
老舗が多い「日本橋」では、まだまだ若造なお店です。

日本橋三越、銀座三越、新宿伊勢丹、大丸東京店などに。出店。

営業時間：

平日 9:30-15:00

土日祝 9:30-12:30

電話受付：

平日 8:30-16:00

土日祝 8:30-13:00

年始のみ休み

東京都中央区日本橋室町1-10-7

TEL:03-3279-2361

H P: <https://www.benmatsu.com/>

令和7年度税制改正に関する陳情

本年度も公益社団法人日本橋法人会と公益社団法人京橋法人会の連名で、「令和7年度税制改正に関する要望書」を、三田会長、相川税制担当副会長、鈴木税制委員長、事務局で2024年12月4日に東京第2区選出の辻清人衆議院議員に陳情訪問しました。また、中央区にも要望書を提出し陳情しました。



右から 三田会長、鈴木税制委員長、辻清人議員、相川税制担当副会長



辻議員へ税制改正に関する提言書の説明を、鈴木税制委員長より行いました

決算法人説明会

日本橋税務署・公益社団法人日本橋法人会 共催

決算をむかえる法人を対象に会社の決算要領をはじめ税務調査で指摘が多い事項を中心に法人税・源泉所得税・消費税・印紙税について説明します。

ご希望の方は、決算月にかかわらず、どなたでも出席できますが事前予約制となっていますので、下記要領によりお申込み下さい。

(テキストは当日配布されますが、別途必要の場合、日本橋法人会HPからダウンロードできます。)

＜＜申込方法＞＞

◆日本橋法人会HPから、もしくは下記申込書にご記入の上FAXで、**参加希望日の3日前まで**にお申込みください。

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

定員内のお申込みの方へは特にご連絡はいたしませんので、当日直接お越し下さい。

また、開催スケジュールは会場の都合等により変更となる場合がございますので、お越しになる前に**日本橋法人会HPで最新のスケジュールをご確認のうえご来場ください。**

開催日	時 間	会 場	定 員
2025年 4月22日(火)	午後1:30～4:00	日本橋税務署 6階 会議室 (中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
5月16日(金)	午後1:30～4:00	日本橋税務署 6階 会議室 (中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
6月11日(水)	午後1:30～4:00	日本橋税務署 6階 会議室 (中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
7月 3日(木)	午後1:30～4:00	日本橋税務署 6階 会議室 (中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
8月22日(金)	午後1:30～4:00	日本橋税務署 6階 会議室 (中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
9月16日(火)	午後1:30～4:00	会 場 調 整 中	120名
10月23日(木)	午後1:30～4:00	日本橋税務署 6階 会議室 (中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
11月19日(水)	午後1:30～4:00	日本橋税務署 6階 会議室 (中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
12月 5日(金)	午後1:30～4:00	会 場 調 整 中	120名
2026年 1月23日(金)	午後1:30～4:00	日本橋税務署 6階 会議室 (中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
2月18日(水)	午後1:30～4:00	日本橋税務署 6階 会議室 (中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
3月 2日(月)	午後1:30～4:00	会 場 調 整 中	120名
3月 3日(火)	午後1:30～4:00	会 場 調 整 中	120名

《申込書送付先》 日本橋法人会事務局 FAX 03-3663-3307 TEL 03-3667-1736

《問い合わせ先》 日本橋税務署 法人1部門審理担当 TEL 03-3663-8451(代表)

会場調整中の場合、決定次第、日本橋法人会のHPにアップします。

決算法人説明会 参加申込票

いづれかに○を付けてください【日本橋法人会会員・一般】

参加希望日 _____

※締切り日は各回参加希望日の3日前

法人名 _____

住 所 _____

連絡先TEL _____ 参加者名 _____

ご記入いただいた個人情報は説明会整理以外には使用いたしません。

※当日本状を受付にご提出ください。

※開場は13時です。13時以前にお越しただいても会場設営中のため、ご入場いただけません。

令和7年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業に対する軽減税率は維持!

税と社会保障の問題への対応が始まる!

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

■リース取引についての取扱い

- ①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要となります。
- ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。)
- ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。

※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税につい

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

て適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

- ①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
- ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
- ③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することによって法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与と制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計

画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

- ①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置つけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
- ②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

消費税関係

■輸出品物販売場における免税方式の見直し

- ①輸出品物販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出品物販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
- ②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならぬこととされます。
- ③税関長は、輸出品物販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

- ①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
- ②免税販売の対象外とされている日常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

- ①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出品物販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
- ②免税購入対象者が輸出品物販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出品物販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出品物販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出品物販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

その他

■グローバル・ミニマム課税への対応

軽課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…
TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

注意



CAUTION

税務職員を装った不審な電話・ 「振り込め詐欺」にご注意ください!

CHECK!



還付金の受取のためにATMの操作を求めることはありません。



電話によりATMを操作するよう誘導し、現金を振り込ませる詐欺が発生しています!

CHECK!



納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。



国税庁・国税不服審判所・国税局・税務署の職員を装い、税金の支払を求める詐欺が発生しています!

ご不審な点があるときは、所轄の税務署までお問い合わせください。

・ 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp>



—中央都税事務所からのお知らせ—

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になります(23区内)

期間	令和7年4月1日(火)から6月30日(月)まで(土・日・休日を除く。)
時間	午前8時30分から午後5時まで
場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和7年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

(注) 納税通知書は6月2日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP (縦覧について)



主税局 HP (本人確認方法について)

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 🔥 おうちで今、納付できます！
- 🔥 スマホ決済アプリで納税通知書等の地方税統一QRコード(eL-QR)を読み取るだけで納付ができます。



納税通知書等の下部に eL-QR が掲載

注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- eL-QR のない納税通知書等については、上記の方法で納付できません。

詳細は、主税局 HP をご確認ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることも納付できます。

利用できるスマホ決済アプリは主税局 HP をご覧ください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

中央都税事務所 03-3553-2151 (代表)



対象税目

- ☆特別区民税・都民税・森林環境税(特別徴収分)
- ☆特別区民税・都民税(退職所得に係る納入申告)

金融機関等
へのお出か
け不要

複数の地方
公共団体へ
の一括納付

納付事務の
負担が軽減

こんな
メリットが!!



ご利用方法

①利用届出	②電子申告	③納付情報入力	④納付方法選択	⑤納税
eLTAXのホーム ページから利用届 出を提出してくだ さい。 (提出済みの方は 不要です)	PCdeskなどの eLTAX対応ソフト ウェアから申告書 を作成・送信して ください。	納付する税金の種 類や納付先などの 情報を入力してく ださい。	インターネットバ ンキングやダイレ クト納付などを選 ぶことができます。	取引金融機関の ネットバンキング や、事前に登録し た口座などから引 き落としされます。 (即時または指定日)

よくあるご質問 Q & A

Q. 電子納税した場合、領収証書は発行されますか?

A. 紙の領収証書は発行されません。納付済の確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。

Q. 還付が発生した場合、システムで返金してくれますか?

A. システムでの還付は行いません。中央区から還付の通知をお送りいたします。

ご利用に当たっての注意点

- 退職所得に係る納入申告はeLTAXによる電子申告が必要です。
- 指定番号や納入金額の確認や入力のために、最新の「給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」をご用意ください。
- 電子納税により納入された場合は、領収証書は発行されません。

問い合わせ先

eLTAXの登録・利用・操作方法について

eLTAXヘルプデスク 電話 0570-081459
ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

月割額の決定・変更について

中央区総務部税務課課税係 電話 03-3546-5270~5275

納入の確認について

中央区総務部税務課収納係 電話 03-3546-5276~5278



○区役所職員が、納入書やeLTAXを利用せずに、特定口座への振り込みを依頼することはありません。振り込み詐欺にご注意ください。

ぜいきんクイズ

下記の要項でご応募下さい。正解者には10名に図書カード(1,000円相当額)を差し上げます。

< 応募方法 >

官製はがき、又は下記のFAX応募用に答(①・②のいずれかの記号で答える)と、会社名・所在地・所属部課・氏名をご記入の上、ご応募下さい。

なお、官製はがきの場合は、「春季号(第258号)の答」と明記し、問を解答して下さい。

あて先

〒103-0014

中央区日本橋蛸殻町1-10-7

蛸殻町ビル

公益社団法人日本橋法人会事務局

FAX(3 6 6 3) 3 3 0 7

締切日

2025年 5月 31日

(当日消印有効)

発表

夏季号(第259号)当会報誌上

(2025年 6月末発行)

(問) e-Taxによる法人税の申告に関する問題です。

e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合に、別途郵送等で書面による提出が必要な添付書類のうち、電子データ(XML形式又はXBRL形式)による提出が可能な添付書類や原本への割印が必要となるなど手続の特性上、書面提出が必要な書類等以外の添付書類について、イメージデータ(PDF形式)による提出を可能とする制度があります。

このイメージデータによる添付書類の提出について、次の2つのうち正しいものはどちらでしょうか？

- ① 法人税申告の財務諸表の提出についてもイメージデータによる提出の対象になる。
- ② 法人税申告の財務諸表の提出についてはイメージデータによる提出の対象にならない。

新春号税金クイズ(257号掲載)の解答

新春号(第257号)税金クイズの解答は、次のとおりです。

【解答】 ③

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課せられている者が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、一定のルールの下でそのデータ(電子取引データ)を保存しなければならないこととされています。

これは、あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならないわけではありませんし、データでやりとりしたものはデータでの保存が必要であり、改めて紙にプリントアウトして保存しなくてはならないというわけでもありません。

また、データの保存には真実性の確保(改ざん防止)が必要ですが、その方法はタイムスタンプの付与だけでなく、訂正削除の履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムでデータの授受と保存をする、不当な訂正削除の防止に関する事務処理規定を制定してこれを遵守する、という方法もあります。

その他、電子帳簿等保存制度の詳細につきましては、右記二次元コードから国税庁のホームページをご覧ください。



国税庁HP

抽選結果発表

当会報新春号(257号)に掲載した税金クイズの抽選結果を発表します。

厳正なる抽選の結果、下記の方々が当選されました。おめでとうございます。

浅野 友紀	木下 賢	佐藤 洋子	野川 君江	森本 進二
大路 洋	佐々木 宙	橘 高 華	元吉 祐樹	山本 彩香

FAX 03 (3663) 3307 日本橋法人会事務局

春季号(第258号)の答 (FAX応募用)

答 ① ・ ② (いずれか正解に○をしてください)

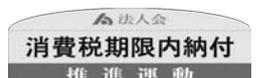
会社名 _____

氏 名 _____

所在地 _____

所属部課 _____

法人会への
メッセージ



日本橋法人会の今後の予定

開催日	行事内容	会場	開始時刻
2025年 4月 4日(金)	新入社員ビジネスマナー研修	東実健保会館	13:00～16:30
2025年 4月11日(金)	経理実務の基礎講座	東実健保会館	13:00～16:30
2025年 4月21日(月)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
2025年 4月22日(火)	4月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
2025年 5月16日(金)	5月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
2025年 6月 2日(月)	第14回 通常総会 ・ 特別講演会	東実健保会館	13:30～16:30
2025年 6月11日(水)	6月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
2025年 6月12日(木)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00

「無料税務・労務相談」「無料法律相談」は水曜日開催中(隔週)。

※日程・会場等変更になる場合がございますので、お申し込みの際には事務局に必ずご確認ください

最新の情報はホームページをご覧ください!!

日本橋法人会

Q 検索



■ 編集後記 ■

今月の表紙は広重江戸百景のうち「品川御殿やま」を選びました。黒船来航を機に斜面が削られていく花見の名所・御殿山。花見の賑わいと名所が崩壊していくリアルな景観の対比。広重が複雑な思いで描いたと伝わる一枚です。

特集は小舟町町会長、日本橋法人会副会長の吉田誠男様にご寄稿いただいた「小舟町天王祭に寄せて」です。日本橋小舟町の「八雲神社天王祭」は神田祭・山王祭と並ぶ「江戸三大祭」のひとつに数えられ、340年の歴史を誇ります。ここ100年ほどは地元根付いた小舟町だけのお祭りでしたが、昨年9月、107年ぶりに日本橋の橋上からの渡御を計画、日本橋の周辺町会も参加し、立派な大神輿の華やかで壮麗な渡御が行われました。町会の青年部をはじめとする地域の多くの方々の思いが形になった、見事な天王祭でした。

“うまいものめぐり”は「日本橋弁松総本店」様です。弁松の弁当の江戸から続く甘辛の濃ゆい味は日本人のDNAに刻まれた懐かしい味。まさに唯一無二、いつまでも伝え続けて欲しい味わいです。

“令和7年度税制改正に関する陳情”は、三田会長と相川税制担当副会長と鈴木税制委員長が辻清人衆議院議員に陳情訪問した報告です。

“令和7年度税制改正大綱—法人会の税制改正提言—”は項目ごとに具体的な内容が簡潔にまとめられています。必ずお読みください。税務署、都税事務所、中央区からのお知らせにもお目通しをお願いします。幅ひろく活動をしている日本橋法人会に多くの皆様のご入会をお待ちしています。

広報委員長 飯田 永介

にほんばし かわら版

令和7年春季号

第258号(通巻301号)

発行所 中央区日本橋蛸殻町1-10-7

公益社団法人 日本橋法人会

電話 (3667)1736・1737

E-mail:support_1@nihonbashi-hojinkai.or.jp

発行人 会長 三田 芳裕

編集人 広報委員長 飯田 永介

馬喰町交差点そば 日本全国の地酒と珍味を気軽に体験できるお店

岡本屋永吉商店



(おかもとや えいきちしょうてん)

日本酒の魅力と楽しさをもっと気軽に体験いただこうと、「赤提灯のように気軽に、毎日通いたくなるような角打ち」をコンセプトにオープンさせた酒屋です。
当店では角打ちスタイルで品質確かな日本酒をお楽しみいただけるほか、日本酒や焼酎・ワイン・こだわり食品・酒グッズなどの販売もしております。どうぞお気軽にお立ち寄りください。

【立ち飲みスペース】

旬な日本酒を中心に少量の50ml〜楽しめます。
全国の珍味をお供に、ちよい呑みはいかがですか。
さまざまな日本酒の飲み比べにも是非チャレンジしてください。



【SHOP】

日本酒を中心に本格焼酎・泡盛・日本ワイン・クラフトビールや酒器が購入いただけます。
地域色豊かな全国の缶詰や珍味も揃っています。
お酒が飲めない方もお気軽にお立ち寄りください。



㈱岡永・日本名門酒会直営『岡本屋永吉商店』

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目7-3

営業時間 [月一金] 12:00 - 22:00(角打ち・販売)
[土・日・祝] 定休日

TEL:03-3663-2800

お店の最新情報は下記をご覧ください

※LINEはお友達特典あり!



LINE



Instagram

<https://www.okanaga.co.jp/okamotoya/>

不動産売買 仲介・貸ビル・企画

繊維の街・日本橋で、人と土地の明日を紡ぎ続けて60数年。
紡いできた実績をもとに不動産のお困りごとを解決いたします。



株式会社

久松商事

Hisamatsu



とがわ
代表取締役社長 外川 隆司

東京都不動産のれん会会員・(一社)不動産流通経営協会会員/一級建築士事務所
〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町10-10 久松ビル
TEL. 03 (3661) 3211(代表) FAX. 03 (3661) 3218 ・ <https://hisamatsu.co.jp>